

監事の監査報告書

令和2年6月12日

公立大学法人青森県立保健大学
理事長 上泉 和子 殿

公立大学法人青森県立保健大学

監事

赤津 登志



監事

高橋 政嗣



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第12期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、監査の方針、業務の分担に従い、役員会に出席し、役員（監事を除く、以下同じ。）の職務執行の状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務の状況を調査しました。財務の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準のうち、私どもが必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。